

育児休業給付金の回収事案が増えています

申請する前に、申請漏れがないかご確認ください！！

★申請前の確認ポイント★

職場復帰の確認

■ 育児休業から職場復帰していたが、育児休業中として申請したため、職場復帰日以降の期間も含めて支給された。

退職予定の確認

■ 育児休業期間中に退職していたが、育児休業中として申請したため、退職日以降の期間も含めて支給された。

他の子に係る産前産後休業または育児休業の開始の確認

■ 育児休業期間中に他の子の産前産後休業または育児休業を開始していたが、育児休業中として申請したため、他の子の休業期間も含めて支給された。

支給対象期間の延長の申出の確認

■ 支給対象期間延長の申出をせずに支給申請したため、支給終了となった。

育児休業期間中の就業や賃金支払の有無の確認

■ 育児休業期間中に就業した日や賃金の支払いがあったが、就業なし・賃金の支払いなしと申請したため、誤った支給金額で支給された。

回収することになった場合

ご注意ください

- ・ 誤って受給した支給単位期間の支給金額の**全額を返納**していただくこととなります。（正しい支給金額で改めて支給することとなります。）
- ・ 一括返納の場合に金額が高額となってしまう、被保険者の皆様にかかなりの負担・不利益を生じてしまうことがあります。

※問い合わせ先については、以下のページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hw/hwork.html>

